

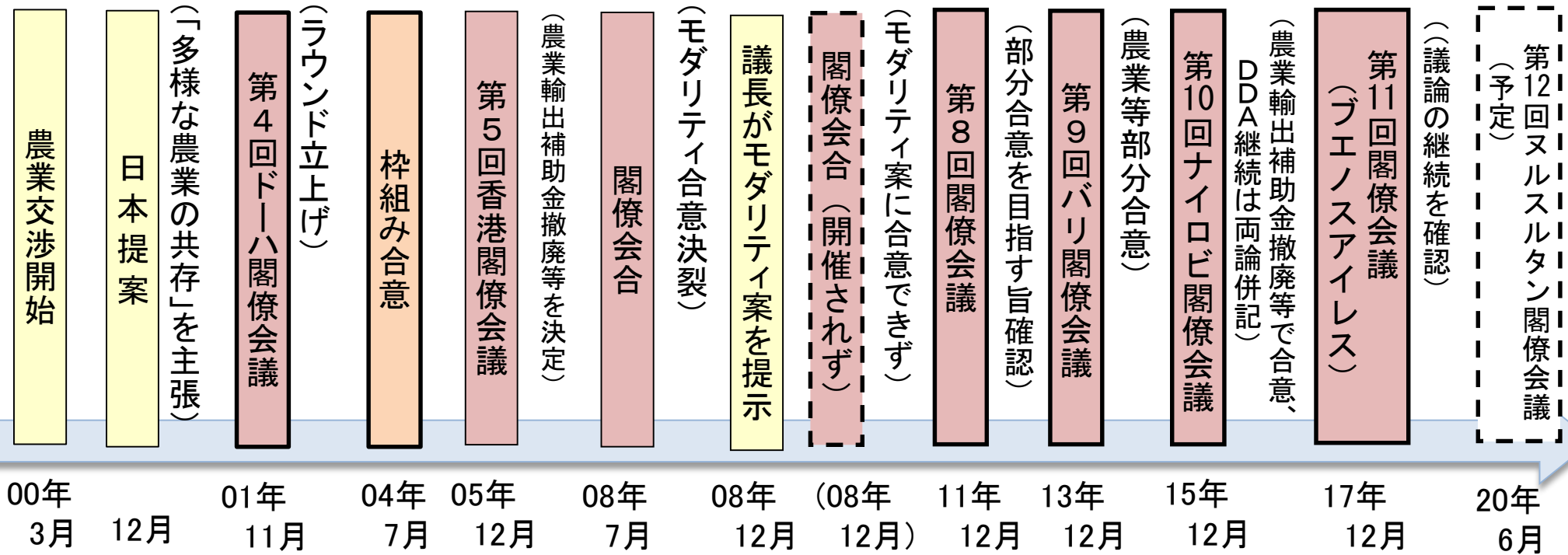
WTO交渉について

大臣官房国際部

令和元年7月

農林水産省

WTOドーハ・ラウンドの流れ（農業交渉を中心に）



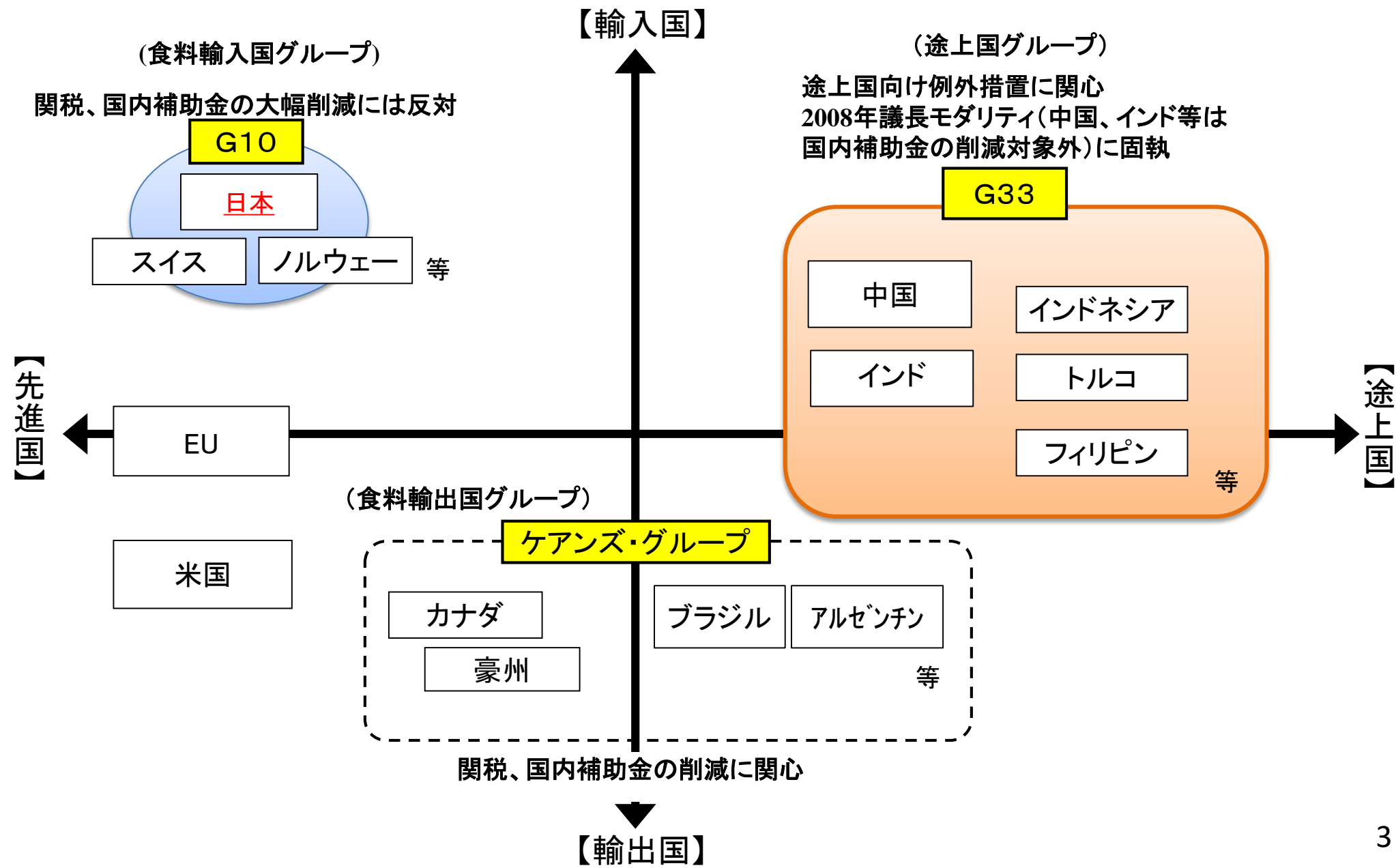
WTO農業交渉は、2000年に開始。2008年に決裂し、膠着状況にあった。その後、

- ① 2011年の第8回閣僚会議において部分合意を積み上げていくことを確認。
- ② 2013年の第9回閣僚会議において等について合意。
- ③ 第10回閣僚会議において農業分野（輸出補助金バリ合意を採択。その中で貿易円滑化撤廃）等で合意。また、未解決の事項についてドーハ・ラウンドという形で継続すべきかどうかについては両論を併記。
- ④ 第11回閣僚会議において公的備蓄や国内支持（農業補助金）等について議論されたが、閣僚決定は合意されず。他分野とともに引き続き議論を継続する旨の議場声明が発出。

農業交渉の3分野

分野	交渉の目的
I 市場アクセス	関税削減や関税割当(低関税輸入枠)の拡大等により農産物の市場アクセス機会を改善
II 国内支持	価格支持や貿易を歪曲する補助金を削減・抑制
III 輸出競争	輸出補助金等への規律の強化

農業交渉をめぐる主要国・グループの立場



第11回WTO閣僚会議(MC11)〔2017年12月10～13日〕

- WTOの最高意思決定機関である閣僚会議がブエノスアイレス(アルゼンチン)において開催
- 農業及び漁業を含む複数の分野において議論。加盟国の立場の乖離(先進国と途上国の対立等)は埋まらず、多くの分野で議論は収斂せず
- 全参加加盟国の合意による閣僚宣言は発出できず、議長が自らの意思で議長声明をとりまとめ

1. 農業及び漁業に関する結果

農業 公的備蓄や国内支持(農業補助金)などについて議論

閣僚決定は合意できず、他分野とともに引き続き議論を継続する旨の議場声明が発出

漁業 漁業補助金の規律策定について議論

①第12回WTO閣僚会議(2019年)に向けた議論の継続、②既存のWTOに対する補助金通報実施の再約束、について閣僚決定の形で合意

2. その他

- 残留農薬基準(MRLs)策定・推進に係る有志国閣僚共同声明を発出
- 電子商取引(eコマース)に関し、現行作業計画の確認等からなる閣僚決定を発出するとともに、有志国閣僚共同声明を発出
- 南スーダンのWTO加盟を検討するための作業部会を設置

参考資料

・ W T O全般に関する資料	6
・ 農業に関する資料	10
・ 農業以外の交渉に関する資料 . . .	13

W T O (世界貿易機関 World Trade Organization) とは

- 1947年、第二次世界大戦後、各国による保護主義的な物品貿易政策を防止するルールを定めたガット(GATT、関税及び貿易に関する一般協定)が発足。
- 1995年、ガットの下での8回目の貿易交渉になるウルグアイ・ラウンド交渉が妥結。物品以外にもサービスや投資の貿易ルールを取り扱う国際機関として、WTOが設立
- 2019年1月現在、164カ国・地域が加盟
- WTOにおける貿易ルールづくりの合意はコンセンサス方式
(一つの加盟国でも反対すれば、残りの全ての国が賛成してもWTOとして決定は下せない)
- 主な任務は、
 1. 世界共通の貿易ルールづくりのための交渉(交渉機能)
 2. 各加盟国による施策の協定への整合性のモニタリング(監視機能)
 3. 貿易紛争の解決(紛争解決)

W T O加盟国一覧

1. アジア地域

アフガニスタン、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、日本、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、中華人民共和国、台湾、ネパール、ベトナム、ラオス、タジキスタン、カザフスタン

2. 北米地域

アメリカ合衆国、カナダ

3. 中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ベネズエラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

4. 欧州地域 (NIS諸国含む)

アイスランド、アイルランド、アルメニア、欧州共同体 (EC)、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、英国、グルジア、アルバニア、クロアチア、モルドバ、マケドニア、モンテネグロ、ロシア

5. 大洋州地域

オーストラリア、ソロモン、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、トンガ、サモア、バヌアツ

6. 中東地域

アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、トルコ、バーレーン、ヨルダン、オマーン、サウジアラビア、イエメン

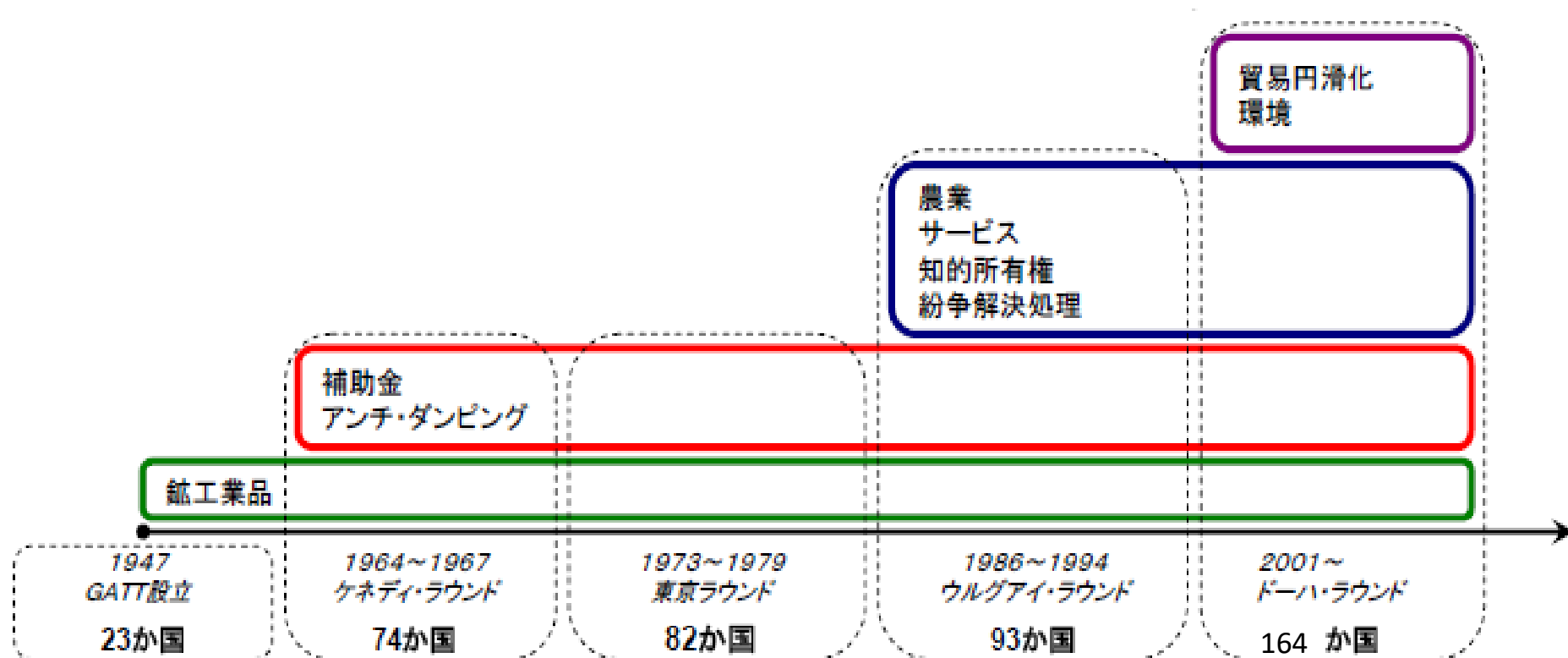
7. アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エジプト、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、コートジボワール、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リベリア、ルワンダ、レソト、セーシェル

合計164の国と地域(2019年1月時点)

ラウンドとは (GATT~WTO)

- 「ラウンド」とは、全ての加盟国が参加して行われる貿易自由化交渉
- ウルグアイ・ラウンドでは、初めて本格的な農業分野のルールを策定
- WTO体制(1995年設立)の下で初めて開始されたのがドーハ・ラウンド



ドーハ・ラウンドの交渉分野

主な交渉分野

(下線は農林水産関係分野)

農業	<u>関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉</u>
NAMA (非農産品市場 アクセス)	鉱工業品及び <u>林水産品</u> の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉
ルール	アンチ・ダンピング及び補助金 (<u>漁業補助金</u> を含む) 及び地域貿易協定についてのルールに関する交渉
サービス	サービスの市場アクセス (外資規制等)、国内規制 (免許制等)、電子商取引、サービス分野におけるルール (セーフガード等) に関する交渉 ※ <u>別途プルリでも交渉</u>
TRIPS (知的財産権)	医薬品特許、生物多様性条約との関係、 <u>地理的表示 (GI)</u> 等を議論
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」 (S & D) の検討等
貿易円滑化	税関手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進を目的とする交渉
環境	環境物品の関税等の削減・撤廃等 <u>※別途プルリでも交渉</u>

ガット・ウルグアイラウンド農業合意の概要

1995～2000年までの6年間(実施期間)に、①国内支持、②市場アクセス、③輸出競争の3分野の保護をそれぞれ引き下げていくことを約束。

区 分	削減対象	削減方式(1995～2000年の6年間で実施)
国内支持	価格支持 補助金等	① 生産を増加させる効果のある政策措置について助成合計量を計算し、実施期間中に20%削減 ② 生産を増加させない補助金(環境補助金等)は削減の対象外
市場アクセス	関 税	① 原則として、輸入数量制限等全ての関税以外の国境措置を内外価格差を基に関税に置換え(関税化)。 ② 農産物全体で関税を平均36%(品目毎に最低15%)削減。
<p><カレント・アクセスとミニマム・アクセスの設定></p> <p>関税化品目については、最低限の輸入機会の提供が義務付けられた。基準期間(1986～88年)の国内消費量に対する平均輸入数量が、</p> <p>① 5%以上のものは、その輸入数量を維持すること(カレント・アクセス機会)、</p> <p>② 5%未満だったものは、実施期間の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%の輸入数量とすること(ミニマム・アクセス機会)、</p> <p>が設定された。</p> <p>(コメは、関税化の例外として、実施期間の1年目に4%、6年目に8%の輸入数量とすることを約束したが、5年目(1999年)に関税化したため、現在は7.2%の輸入数量となっている。)</p>		
輸出競争	輸出補助金	金額で36%、対象数量で21%削減(我が国はなし)

※ なお、農業協定第20条では「加盟国は(中略)実施期間(1995年に開始する6年間)の終了の1年前にその過程を継続するための交渉を開始する」と規定。本規定に基づき、2000年より農業交渉が開始。

WTO現行協定における国内支持の分類

- 国内支持:国内農業のために用いられる補助金のほか、市場価格支持(価格保証)など。
- 黄の政策(AMS):ウルグアイ・ラウンド合意で、貿易に悪影響があるとして、**削減対象**となった国内助成のこと。市場価格支持や不足払いなど。

黄の政策(AMS)

【UR上限:3兆9,729億円】

最も貿易歪曲的な国内支持

デミニミス

農業生産額の5%以下の助成

(5%を超えた場合、助成額全体をAMSに計上)

青の政策

直接支払いのうち、
生産調整等の要件
を満たすもの

緑の政策

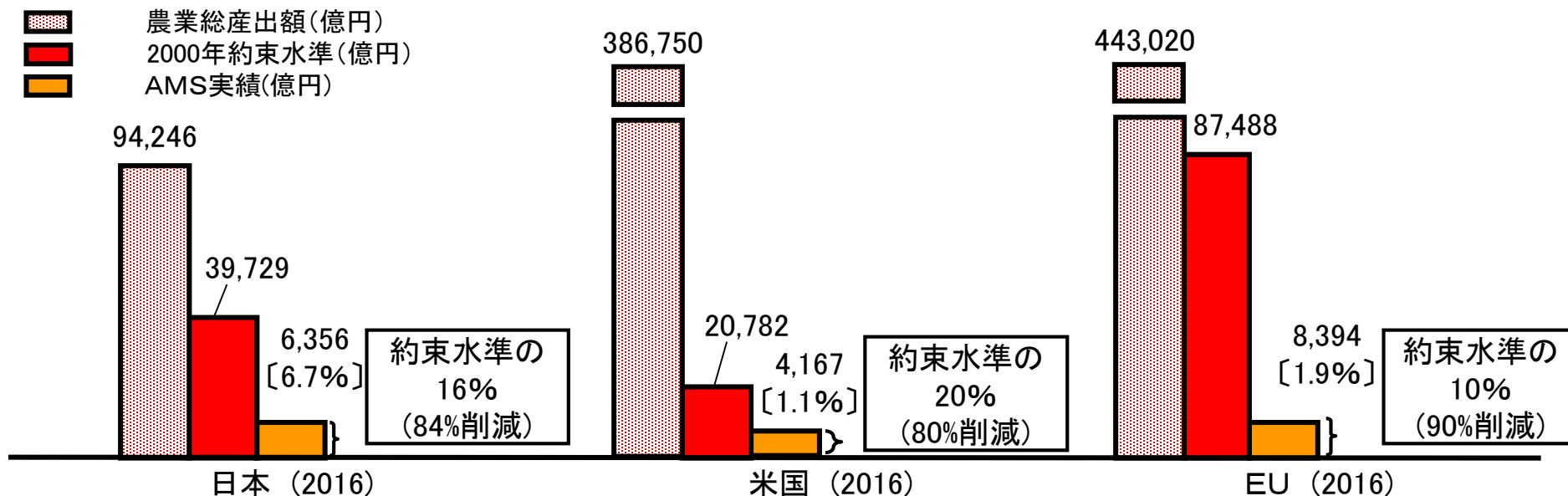
貿易歪曲性がないか最小限

- ・試験研究
- ・基盤整備
- ・環境支払
- ・地域支援
等

(農業協定に要件が詳細に列挙されている)

各国の黄の政策（AMS）の水準

○ 最も貿易歪曲的な補助金（黄の政策）について、我が国は農政改革により、既に約束水準の15%まで削減。



<日本、米国及びEUにおける国内支持の実績値(億円)>

	日本(2016年)	米国(2016年)	EU(2016年)
黄の政策(AMS)	6,356	4,167	8,394
デミニミス	2,288	13,282	2,989
青の政策	708	0	5,610
緑の政策	19,045	129,995	74,576
合計	28,397	147,444	91,569

注:WTO通報に基づく。[]内の数値は農業総産出額に占める割合。

WTO漁業補助金交渉の経緯

○ ドーハ閣僚宣言(2001年11月)

参加国は開発途上国にとっての漁業分野の重要性を考慮に入れつつ漁業補助金に関するWTO協定の規律の明確化及び改善を目指す旨記載。

○ ナイロビ閣僚会議(2015年12月)

規律の水準やS&D(途上国への優遇措置)などの点で対立、合意に至らず。

○ EU等が提案を提出(2016年11月～)

国連での「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択(2015年9月)を受け、2016年秋以降、EU、NZ等、ACP(アフリカ・カリブ・太平洋諸国)、ペルー等一部の中南米諸国、LDC(後発開発途上国)、インドネシア、ノルウェー、中国が、規律策定のための提案を提出(計8本)し、議論が活発化。

○ 第11回WTO閣僚会議(2017年12月)

第12回閣僚会議(2019年)に向けた議論の継続等を閣僚決定(禁止補助金については合意なし)。

(参考)国連の持続可能な開発目標(SDGs)(2015年9月採択)

国連の持続可能な開発目標(SDGs)においては、漁業補助金交渉について、特別かつ異なる待遇に配慮しつつ、2020年までに以下を目標としている。

- ー 過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金の禁止
- ー 違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金の禁止
- ー 新たな補助金の導入の抑制